

スーパー定期

自由金利型定期預金(M型) <単利型>

商品名(愛称)		自由金利型定期預金(M型) <単利型> 愛称: スーパー定期(預入金額300万円未満) スーパー定期300(預入金額300万円以上)
ご利用いただける方		個人・法人のお客さま
期間		定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定方式 1ヵ月超5年未満の範囲内で満期日を指定 ※個人のお客さまの場合、預入期間が3年以上のものについては、複利計算を行います。
自動継続		・定型方式……………自動継続、非自動継続 ・満期日指定方式…非自動継続
預け入れ	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	・スーパー定期……………1円以上300万円未満 ・スーパー定期300…300万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	適用利率	預入日の店頭表示の利率を適用します。 ※自動継続の場合は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ※非自動継続の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	利払方法	・預入期間2年未満のものは、払戻し時に一括してお支払いします。 ・預入期間2年以上のものは、1年毎に中間利息を、満期日以後に残額(支払済の中間利息を除いた額)をお支払いします。 ※中間利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払率(約定利率×70%…小数点第4位以下は切り捨て)により計算します。
	計算方法	付利単位を1円、1年を365日とする日割計算をします。
税金		お受取利息には、個人のお客さまは源泉分離課税(マル優ご利用の場合は除く)、法人のお客さまは総合課税の税金がかかります。 ・源泉分離課税の場合…20%(国税15%、地方税5%) ・総合課税の場合…15%(国税15%) * 平成25年1月1日から令和19年12月31日まで所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。 ・源泉分離課税の場合…20.315%(国税15.315%、地方税5%) ・総合課税の場合…15.315%(国税15.315%) ただし、マル優ご利用の場合は除きます。
手数料		—
付加できる特約事項		・総合口座通帳、「つみき通帳」に預入したものは、総合口座取引の担保とすることができます(貸越利率＝定期預金約定利率＋年0.5%) ・有資格者についてはマル優をご利用いただけます。 ・預入期間2年のものは、中間利息を定期預金にすることができます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 (1)預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 ……解約日における普通預金の利率 (2)預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合 ……預入日から解約日までの経過期間に対応する預入時点の店頭表示利率の60% ※中間利払い後に中途解約があった場合は、利払済の利息額と上記利率による解約利息との差額を清算します。

[商品概要説明書]No.6

預金保険制度	預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
その他参考となる事項	・利率については窓口にお問い合わせください。

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--

令和5年11月24日現在

スーパー定期

自由金利型定期預金(M型) <複利型>

商品名(愛称)		自由金利型定期預金(M型) <複利型> 愛称：スーパー定期(預入金額300万円未満) スーパー定期300(預入金額300万円以上)
ご利用いただける方		個人のお客さま
期間		定型方式 3年、4年、5年 満期日指定方式 3年超5年未満の範囲内で満期日を指定
自動継続		・定型方式……………自動継続、非自動継続 ・満期日指定方式…非自動継続
預け入れ	預入方法	一括してお預け入れいただきます。
	預入金額	・スーパー定期……………1円以上300万円未満 ・スーパー定期300…300万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻します。
利息	適用利率	預入日の店頭表示の利率を適用します。 ※自動継続の場合は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ※非自動継続の場合、満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
	利払方法	払い戻し時に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1円、1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算をします。
税金		お受取利息には、源泉分離課税の場合、20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 * 平成25年1月1日から令和19年12月31日まで所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課されます。 ・源泉分離課税の場合…20.315%(国税15.315%、地方税5%) ・総合課税の場合…15.315%(国税15.315%) ただし、マル優ご利用の場合は除きます。
手数料		—
付加できる特約事項		・総合口座通帳、「つみき通帳」に預入したものは、総合口座取引の担保とすることができます(貸越利率＝定期預金約定利率＋年0.5%)。 ・有資格者についてはマル優をご利用いただけます。
中途解約時の取扱い		満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨て)により計算した利息とともにお支払いします。 (1)預入日の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 ……解約日における普通預金の利率 (2)預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合 ……預入日から解約日までの経過期間に対応する預入時点の店頭表示利率の60%
預金保険制度		預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
その他参考となる事項		・利率については窓口にお問い合わせください。

当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
-------------------	--

令和5年11月24日現在